

令和2年度 経営講演会



開会挨拶

令和2年6月に「改正労働施策総合推進法」いわゆる「パワハラ防止法」が施行され、中小企業には猶予期間が設けられている部分もありますが、パワーハラスメントなどの防止に向けて、事業主、労働者それぞれが定められた責務を積極的に果たしていくことが求められています。

今年度の経営講演会は、企業経営にとって大きな課題の一つである「ハラスメントの防止」をテーマとして、令和2年11月6日（金）に、兵庫県中央労働センターにおいて、特定社会保険労務士で兵庫働き方改革推進支援センターの専任講師としてご活躍の北井一行氏と「叱るとは使命感の愛」をキーワードに、「叱りの

達人」として研修や講演など多彩な活動を展開されている河村晴美氏のお二人を講師に迎えて、昨年に引き続き2部構成で開催しました。

第1部では、北井講師から、「指導したつもりがパワハラに？ あなたが「今」知るべきハラスメント基礎知識」をテーマに、ハラスメントの実態、ハラスメントが引き起こす問題や発生しやすい職場、ハラスメントの対処と予防について、具体的な事例の認識度チェックなどを含めて、丁寧にご説明いただきました。



北井講師の講演



また、第2部では、河村講師に、「やる気をONする「叱り方」～「人材」を「人財」に、最高最大の成果を上げる叱り方～」をテーマにご講演をお願いしました。

単に「叱る」のではなく、仕事の価値を創造することや言葉の能力を磨いて進化することなど、人材育成の考え方を基礎にした「叱り方」について、自ら考案されたプログラムをもとに熱心に教えていただきました。

2部構成のため、少し長めの講義時間になりましたが、30名の参加者にとって有意義な講習会になりました。



河村講師の講演